

## 在留資格「留学」の取得に関する手続きについて

東邦大学に外国人留学生として入学するには、原則として「留学」の在留資格が必要となります。本学では、次の留学生を対象に、東京出入国在留管理局へ在留資格認定証明書交付申請手続きを行うなど、在留資格「留学」取得の支援を行います。

- 初めて在留資格を取得し来日する方
- すでに在留資格「留学」をお持ちの方
- 在留資格「留学」以外の在留資格をお持ちの方

各手続きには以下の書類が必要となります。必ず出願前に確認し、合格後速やかに手続きを行えるように準備してください。

**初めて在留資格を取得し来日する方**

在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）および査証（留学ビザ）の手続きについて

**【申請書類】**

- ① 在留資格認定証明書交付申請書（申請様式）
- ② 経費支弁者（①の申請書に記入した経費支弁者）に関する書類

以下の書類は全て日本語または英語で作成されたものを原本で提出してください。

日本語・英語以外の際は訳文を付けてください。証明書は提出3カ月以内に発行されたものとしします。

- （1）経費支弁者の銀行預金残高証明書
- （2）奨学金受給証明書（該当者のみ）

※ 1年間の学費+生活費を賄える金額として、入学手続時納付金以外に、  
（1）の残高と（2）の年間受給額の合計が博士前期課程：230万円、博士後期課程：260万円必要

以下、入学予定者と経費支弁者が異なる場合

- （3）経費支弁書（申請様式）
- （4）経費支弁者と入学予定者の関係を立証する資料  
（親族関係公証書、出生証明書等）

**【提出期日】**

4月入学：2024年12月18日

**【注意事項】**

- ・期日までに書類が提出されない場合は、大学における代理申請は行いません。
- ・出入国在留管理庁から追加書類を要求されることがあります。
- ・在留資格認定証明書については出入国在留管理庁が、留学ビザ取得については在住国の在外日本公館がそれぞれ審査を行います。不交付、不発給となった場合について、大学では一切の責任を負えません。
- ・下記の期日までに留学ビザを取得できない場合は、入学取り消しとなります。  
4月入学：2025年3月31日（金）15:00
- ・留学ビザ取得後の来日の遅れによる授業料の減免や履修手続きの特別措置はありません。

### **すでに在留資格「留学」をお持ちの方**

※日本国内の教育機関を退学、卒業・修了し本学に入学・編入する方は、ご自身で前の教育機関を退学、卒業・修了してから14日以内に出入国管理庁に「所属機関に関する届け出」を行う必要があります。詳しくは[出入国在留管理庁のウェブサイト](#)をご覧ください。

#### **【申請書類】**

- ① 在留期間更新許可申請書（申請様式）（日本国内の教育機関を卒業・修了し、そのまま本学に入学する方のみ提出）
- ② 経費支弁者（①の申請書に記入した経費支弁者）に関する書類  
以下の書類は全て日本語または英語で作成されたものを原本で提出してください。  
日本語・英語以外の際は訳文を付けてください。証明書は提出3カ月以内に発行されたものとしします。
  - （1）経費支弁者の銀行預金残高証明書
  - （2）奨学金受給証明書（該当者のみ）  
※ 1年間の学費+生活費を賄える金額として、入学手続時納付金以外に、  
（1）の残高と（2）の年間受給額の合計が博士前期課程：230万円、博士後期課程：260万円必要以下、入学予定者と経費支弁者が異なる場合
  - （3）経費支弁書（申請様式）
  - （4）経費支弁者と入学予定者の関係を立証する資料  
（親族関係公証書、出生証明書等）

#### **【提出期日】**

4月入学：2025年3月7日

## 在留資格「留学」以外の在留資格をお持ちの方

### 【申請書類】

- ① 在留資格変更許可申請書（申請様式）
- ② 経費支弁者（①の申請書に記入した経費支弁者）に関する書類

以下の書類は全て日本語または英語で作成されたものを原本で提出してください。  
日本語・英語以外の際は訳文を付けてください。証明書は提出3カ月以内に発行されたものとしします。

（1）経費支弁者の銀行預金残高証明書

（2）奨学金受給証明書（該当者のみ）

※ 1年間の学費+生活費を賄える金額として、入学手続時納付金以外に、  
（1）の残高と（2）の年間受給額の合計が博士前期課程：230万円、博士後期課程：260万円必要

以下、入学予定者と経費支弁者が異なる場合

（3）経費支弁書（申請様式）

（4）経費支弁者と入学予定者の関係を立証する資料  
（親族関係公証書、出生証明書等）

### 【提出期日】

4月入学：2025年3月7日

※日本政府や地方自治体、または公益財団等による外国人留学生のための奨学金は、通常、在留資格「留学」を持っている方を対象としています。